

平成27年土佐清水市議会定例会1月会議会議録

第1日（平成27年 1月21日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 審議期間の決定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について  
(和解及び損害賠償額の決定について)
- 報告第2号 専決処分した事件の報告について  
(和解及び損害賠償額の決定について)
- 議案第1号 土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 土佐清水市斎場の指定管理者の指定について
- 議案第4号 工事請負契約の締結について
- (質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決)
- 日程第5 議員派遣について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 山下 毅 君 | 局長補佐 | 東 博之 君 |
| 議事係長 | 池 正澄 君 | 主 事 | 金子 亜由 君 |
| 主 事 補 | 岡崎 正嗣 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                          |         |                        |         |
|--------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                      | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                  | 磯脇 堂三 君 |
| 税 務 課 長 兼<br>固定資産評価員     | 野村 仁美 君 | 企 画 財 政 課 長            | 早川 聡 君  |
| 総 務 課 長                  | 木下 司 君  | 危 機 管 理 課 長            | 横畠 浩治 君 |
| 消 防 長                    | 田村 光浩 君 | 消 防 署 長                | 上原 由隆 君 |
| 健 康 推 進 課 長              | 戒井 大城 君 | 福 祉 事 務 所 長            | 徳井 直之 君 |
| 市 民 課 長                  | 岡田 敦浩 君 | 環 境 課 長 兼<br>清掃管理事務所長  | 坂本 和也 君 |
| まちづくり対策課長                | 横山 周次 君 | 産 業 振 興 課 長 補 佐        | 中津 健一 君 |
| 産 業 基 盤 課 長              | 文野 喜文 君 | 水 道 課 長                | 田村 和彦 君 |
| じんけん課長                   | 田村 善和 君 | しおさい園長                 | 中島 東洋 君 |
| 収 納 推 進 課 長              | 倉松 克臣 君 | 教 育 委 員 長              | 竹田 陽 君  |
| 教 育 長                    | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長            | 山本 豊 君  |
| 生 涯 学 習 課 長              | 中山 優 君  | 教 育 セ ン タ ー 所 長<br>補 佐 | 萬 知栄 君  |
| 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 沖 比呂志 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長        | 小松 高志 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成27年土佐清水市議会定例会1月会議を開きます。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

平成27年土佐清水市議会定例会の会期につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤 清君。

(議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇)

○議会運営委員会委員長(武藤 清君) おはようございます。

ただ今、議題となっております平成27年土佐清水市議会定例会の会期並びに1月会議の審議期間については、1月15日開催の議会運営委員会において審議いたしましたので、その結果について報告いたします。

本定例会の会期につきましては、本日から12月28日までの342日間とし、1月会議の審議期間については、本日1日間と決しました。

以上、報告いたします。

○議長(永野裕夫君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月28日までの342日間といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月28日までの342日間と決しました。

日程第2、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

1月会議の審議期間につきましては、先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、1月会議の審議期間は、本日1日間と決しました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

1月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番西原強志君、10番岡崎宣男君を指名をいたします。

日程第4、市長提出報告第1号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第2号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告2件及び議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第4号「工事請負契約の締結について」までの議案4件、計6件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年土佐清水市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り、開会の運びとなりましたことを心からお礼申し上げます。

定例会1月会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げますとともに、本会議に提案させていただきました報告案件2件と、土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめとする議案4件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員の皆様、市民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本市は昨年、土佐清水市制施行60周年を迎えましたが、固定資産税の課税誤りや新規採用職員の初任給の格付け誤り、また年末にはたび重なる職員の不祥事など、市民の皆様にご迷惑をおかけした年でありました。こうした不祥事などは、適正かつ公正な行政運営に支障を来すことはもちろんのこと、行政全般に対する市民の信頼損失につながっていきます。

行政を遂行する上では、市民の方々との信頼関係は決して欠くことができないものであり、その信頼関係は失うことは容易ですが、築き上げることはとても困難なものであります。

このようなことから、職員一丸となって信頼回復に努め、また、私自身も初心に立ち返り、さまざまな課題解決に積極的に取り組み、全力で市政発展に努めてまいります。

先月実施されました第47回衆議院総選挙では、自民・公明両党で3分の2を上回る議席を獲得し、第3次安倍内閣が発足しました。また、2015年度の予算案が閣議決定され、地方活性化の目玉となる地方創生関連の予算が2014年度補正予算と合わせ1兆円以上盛り込まれております。特に補正予算におきましては、新たな交付金が創設されており、各自治体の人口や財政力などに応じ、交付額が算出・配分され、本市におきましても、次年度実施予定事業の前倒しを含め、交付対象事業を早急に取りまとめた上で、今年度の3月補正予算に計上し、次年度へ繰り越しして事業を実施していく予定であります。

また、地方創生に関する国の総合戦略を勘案し、各自治体は平成27年度末までに、今後

5年間（平成31年度まで）の取り組みに関する地方版総合戦略を作成する必要があることから、作成に要する費用も計上し、地方創生に向け、本格的に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました各案件につきましてご説明申し上げます。

報告案件2件につきましては、いずれも損害賠償額を専決処分した報告であります。

報告第1号は、土佐清水総合公園・ジンベエ広場内の遊具破損により、来園していた幼児の付き添いの方にけがを負わせたことに伴う損害賠償額につきまして、専決処分をした報告であります。

報告第2号は、走行中の車が市道に設置している横断溝のはね上がりにより、車体の一部を破損させたことに伴い、損害賠償額を専決処分した報告であります。

議案第1号は、先日の全員協議会でもご説明させていただきましたが、本年4月からの組織機構の再編に伴い、「土佐清水市課設置条例」の一部を改正するものであります。

議案第2号は、昨年暮れに発覚いたしました教育委員会職員の不祥事による懲戒処分に対し、教育長みずからの給料減額の申し出があったことから、給料月額100分の5を1カ月減額する条例の一部改正であります。

議案第3号は、土佐清水市斎場の指定管理につきまして、現在の指定管理期間が今年度末で終了することに伴い、平成27年4月1日からの指定管理者及び期間につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号は、大岐地区津波避難タワー建設工事の請負契約に際し、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負となることから、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、本年が土佐清水市にとりまして、飛躍の年となることを祈念して、平成27年土佐清水市議会定例会開会に際しての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から、議案に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第1号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第2号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告2件及び議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第4号「工事請負契約の締結について」までの議案4件、計6件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 木下 司君登壇）

○総務課長（木下 司君） 皆さん、おはようございます。

条例案等について説明をさせていただきます。

済みませんが、議案綴りをお願いいたします。

報告第1号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」議案綴りの1ページから2ページです。

平成26年11月3日、月曜日、午後3時ごろ、土佐清水総合公園・ジンベエ広場、すべり台南側遊具間の通路で、相手方が2歳の孫に付き添って歩いていた際、通路の板が外れ落下し、左下腿挫傷のけがを負った。損害賠償金について相手方と平成26年12月25日示談が成立し、損害賠償金2万7,679円を支払うことで和解し、専決処分したとの報告です。

報告第2号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」議案綴りの3ページから4ページです。

平成26年9月7日、日曜日、午後10時ごろ、市道大岐内沢和田線にて、相手方運転の車が走行中、市道に設置された横断溝（グレーチング）をはね上げ、車体左側下部のロッカパネルモールを損傷した。

損害賠償金について、相手方と平成27年1月6日に示談が成立し、損害賠償金3万2,000円を支払うことで和解し、専決処分したとの報告です。

続きまして、議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案綴りの5ページから8ページです。

平成26年度行政改革推進本部から検討事項について市長に答申し、承認されましたので、産業振興課と産業基盤課を農林水産課と観光商工課に再編、企画財政課の分掌事務の広聴広報と統計業務を総務課に移管する。また、市民課の総合窓口業務拡大に伴う分掌事務諸証明に関する事項を追加する条例の一部改正です。

議案第2号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの9ページから10ページです。

この件に関しましては、教育委員会職員の懲戒処分に対して、教育長は職員の職務を管理、監督する立場でありますので、教育長みずから給料減給の申し出があり、臨時教育委員会を開催し了承されましたので、平成27年2月1日から平成27年2月28日までの間、給料月額100分の5を1カ月減額する条例の一部改正です。

議案第3号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」議案綴りの11ページです。

現在の指定期間が本年度末までとなっており、土佐清水市斎場の管理指定を平成27年4月1日から5年間、引き続き、株式会社ベルモニー、代表取締役、武智正晴氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第4号「工事請負契約の締結について」議案綴りの12ページです。

26都防A第6号、大岐地区津波避難タワー建設工事について、去る1月13日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定をいたしましたので、契約金額3億1,622万4,000円で、人見建設、代表者、人見則子氏と工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議につきまして、よろしく願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、議案に対する内容説明を終わります。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いをいたします。

議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第4号「工事請負契約の締結について」までの議案4件については、所管の委員会に付託し、審議を願うこととなっておりますので、この点を十分お含みの上、質疑なされますようお願いいたします。

なお、発言がある方は自席でお願いをいたします。

また、議員の皆様をお願いをいたします。

質疑は議案に対する賛成や反対の意見を述べることはできません。これは討論に当たりますので、また、提案や要望など、意見を明らかにして自己の意見を述べることもできません。それと1人の議員が同一議題に質疑できるのは3回までと決められておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、質疑の方ございませんか。

10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君自席）

○10番（岡崎宣男君） それでは、議長のお許しを得ましたので、質疑をしたいと思います。

質疑については、今、しっかりと永野議長よりかくかくしかじかというようなことがありましたので、それに沿うように質疑をしたいと。また、それを越えるようであれば、議長のほうからご注意いただければ、それは訂正は十分しますが、自分なりに考えた分をやらせていただきます。

今、いろいろ市長のほうからも言われましたけれども、私は議案第2号の件については、これは私の信条として看過することはできません。よって、この議案第2号について、質疑をいたします。

議案第2号は、土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、議案書の9ページ、条例新旧対照表6ページであります。

本件については、12月27日付、高知新聞報道の高知県青少年保護育成条例に部下職員が反したことの監督責任により、減給されるとのことです。

本件発覚の端緒は市民の通報であります。職員はなぜ年齢確認をしなかったかなど、疑問が私にしてはどうしても消えません。なぜわからなかったか。公私生活を問わず、市民の目線は現在、非常に厳しいものがあるわけです。職員は既に戒告の懲戒処分を受け、教育長もみずから減給の議案が出されております。

事案発生の原因はどこにあるのでしょうか。教育長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

夜間補導等については、高知県青少年保護育成条例を基本として業務を行っており、本条例の趣旨等は熟知しているものです。

本事案発生の原因はどこにあるかということですが、補導・監督の責任者である所長本人の事案であり、職務に対する責任感なり、認識の甘さに起因するものであると言わざるを得ません。

時間外ではありますが、公務員としての自覚に欠けるものであります。未成年かどうかの確認については、本人が言うには確認していないとのことですが、高知県青少年保護育成条例第31条第5項に、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないとあります。

これら総合的に判断し、今回の場合は立場が立場であり、市民の批判の声は大きく、教育行政に対する不信を招いていることから、職員のサービスの管理・監督の任にある教育長として、みずからの処分を申し出たものです。よろしく取り計らいお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君自席）

○10番（岡崎宣男君） ただ今、教育長より職員の認識の甘さ、あるいは自覚の欠如であろうとこういうようなことを伺いました。また過失についても、甘かったんじゃないかというようなことで、これは非常に年齢確認とかなんとかして、無過失の状態のようであれば、この処分云々というのも戒告から訓戒と、懲戒から訓戒というようなことも考えられましたけれども、教育長のご答弁で認識が甘かったのであろうと。それなら戒告もやむを得ないかなとこういうふうに思います。

助けるべきは助けるということがあったとしても、この場合はやむを得ないかなと。

それでは、次に副市長にお聞きしますけれども、戒告処分の内容については、文字どおり将来を戒めるために、本人に対して単なる注意せえというようなことで申し渡しするのか、あるいは実質的に昇給の一定期間の停止などに反映されるのか、この辺については私はわかりません。この辺についてお聞きいたします。

また、本件については、懲戒委員会の中で加久見の件も含めて、戒告か、あるいは訓戒か、あるいはそのほかか、その軽重について議論等が一切なかったのかどうか、その辺について副市長に答弁をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

懲戒処分の具体的内容についてお答えします。

懲戒処分につきましては、職員の非違行為があったとき、その職員に対する制裁としてなされる処分でございます。

懲戒処分の種類は、重い順で言いますと、免職、停職、減給、戒告となっており、戒告処分は、職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分でありますので、次期昇給月に、本来なら通常4号昇給するところ、1号抑制して3号の昇給になります。

次に、懲戒委員会での軽重についての議論についてお答えします。

今回の件につきましては、2回懲戒委員会を開催し、処分の内容について検討を行いました。

今回の件につきましては、勤務時間外、公務外の行為であるが、地方公務員法の第33条の信用失墜行為の禁止については、勤務時間外の私的な行為についても対象になることを確認し、議論を行いました。

委員の意見としましては、当該職員の職責、特に管理職としての立場、社会的影響など意見

が出され、当該職員が同席していたものが未成年（青少年を含む）だとは知らなかったとはいえ、公務員として不適切な行為として懲戒処分の戒告が適当であるとして、市長に答申したものでございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君自席）

○10番（岡崎宣男君） 副市長の答弁はわかりました。信用失墜行為とこういうようなことですが、しかし、懲戒委員会で決まったのやからやむを得ないとしましても、やっぱりこういうふうに市民に大きく、執行部だけに言うわけじゃないですね。我々のところにも言うてくるわけです。今回の件では僕らも言うことないのというような半ばあざ笑いみたいなもの私らも言われましたけれども、それはそれとして、懲戒委員会の結果なら、それでよしとしましょう。

では、最後に市長にお聞きします。

市長も教育長、あるいは副市長と同一のご判断でしょうか。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これにつきましては、懲戒委員会の答申を受けまして、その意見を尊重する中で、私としても同じ考えで今回、処分をしたところであります。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君自席）

○10番（岡崎宣男君） 市長もこのさっきの一番最初のいわゆる提案理由のところでも、かなりそういう点を言っておりましたので、これはよしとしまして、本件につきましては、質疑ということで3回しかできませんので、私としたら、靴の上から足をかいているようなもので、隔靴搔痒の思いはしますけれども、これでこの議案第2号については、これで終わります。

次に、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定についてお聞きをいたします。これは副市長に聞きますが、本件は総合公園内すべり台の遊具間の通路で、通路の板が外れて落下し、左下腿を挫傷したことについて、2万7,679円で示談成立とのこととありますけれども、これだけでは負傷の程度とか、通路の板は管理不十分であったのではないかと、こういうふうに思います。こうとしか判断できませんけれども、副市長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) お答えします。

まず、負傷の程度は、先ほど議員もおっしゃられましたが、左下腿、左足の太もも付近の挫傷、打ち身とすり傷でございました。ただ、打ち身のあざの完治に時間がかかり、示談成立まで約2カ月ほどの時間を要したものでございます。

また、当該遊具の管理につきましては、平成25年11月に専門家の目視による点検は行っておりますが、今回の事故については、遊具部品の内部の腐食によるものと思われまので、遊具の管理が十分ではなかったものと認識しております。改めて、事故に遭われた方におわび申し上げます。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君自席)

○10番(岡崎宣男君) 副市長も管理不十分というようなことです。これは当地工作物の占有者、所有者、これの責任というのは瑕疵があろうがなかろうが、問われるわけでありませう。

というようなことで、非常にそしてそんなのあったら、また2回とか、3回とかありますわね。そういう点をないようにするというような副市長の答弁がありましたので、本件はこれで終わらして、質疑全てを終わります。

○議長(永野裕夫君) ほかに質疑の方はございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めませう。

質疑を終わらませう。

ただ今、議題となつております議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第4号「工事請負契約の締結について」までの議案4件については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたしませう。

なお、総務文教常任委員会は、本日中に審査を終了されませうよう、特にご配慮をお願いいたしませう。

この後、直ちに、総務文教常任委員会を開催をいたしませうので、委員の皆さん、委員会審査についてよろしくをお願いをいたしませう。

この際、暫時休憩いたしませう。再開はおおむね午後1時といたしませう。

午前10時31分 休 憩

午後 1時08分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きませう。

市長提出議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第4号「工事請負契約の締結について」までの議案4件を一括議題といたします。

ただ今から、総務文教常任委員会の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、仲田 強君。

(総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇)

○総務文教常任委員会委員長(仲田 強君) 総務文教常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

平成27年土佐清水市議会定例会1月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、これまで予算決算審査の際には、両課にまたがっている部分もあり、わかりにくい部分があったが、今回の条例改正でそれぞれ農林水産課と観光商工課に再編されることにより、改善はされるのかとの意見が出されました。

執行部によりますと、平成27年度より款項目でいうと、5款が農林水産課、6款が観光商工課が取り扱うこととなるので、両課にまたがることは改善されるとのこと。

また、委員より総合窓口における諸証明の具体的な中身と受付時間延長等の対応について意見が出されました。

執行部によりますと、市民課において従来から行っていた諸証明に加え、税務課で行っている納税証明書等の発行についても対応する。そのほかの業務については、総合窓口を担当部署の職員が出向き対応するとのこと。

時間延長に関しては、総合窓口業務を平成27年4月より半年間、月曜日、水曜日、金曜日に午後7時まで延長することについて、試行するとのことであり、了承いたしました。

2、議案第3号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」

委員より選定の方法と指定管理期間を3年から5年にした理由について説明を求めました。

執行部によりますと、業者の選定に当たっては、プロポーザル方式を採用した。募集の結果、申込業者はベルモニー1社であった。指定管理期間については、これまでの3年から今回、5年にすることで、市や関係機関、葬儀業者との連携をより密にし、利用者のサービス向上、安全確保、職員研修、地元雇用や経費縮減が見込まれることなどが主な理由であるとのことであり、了承いたしました。

3、議案第4号「工事請負契約の締結について」

委員より、工事請負金額の増額理由と完成時期について、再度確認を求めました。

執行部によりますと、工事施工量の増加、各種資材及び人件費の高騰、一般管理費の経費率

を50%で見積もっていたが、国の指導により100%としなければならなくなったこと。

以上、3つの理由により増額となった。津波避難タワーの完成時期は、平成27年9月末を予定しているとのことであり、了承いたしました。

4、議案第2号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり全会一致にて可決いたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、総務文教常任委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、総務文教常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第1号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第2号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣をいたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 定例会1月会議の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案につきましては、全て原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

さて、去る1月17日に元土佐清水市長の和泉 清氏がお亡くなりになられ、昨日、しめやかに葬儀・告別式がとり行われました。

ご承知のとおり、和泉 清氏は、昭和49年9月より昭和61年8月まで、3期12年土佐清水市議会議員を務められ、また、昭和61年9月から平成8年9月までの3期10年の間、土佐清水市長として地方自治の発展と住民福祉の向上にご尽力されました。故人の威徳をしのび、ここに謹んで衷心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご心から追悼の意を表します。

終わりに、提案理由でもご説明をさせていただきましたが、重ねて全職員が一丸となって市民の皆様からの信頼回復に取り組む決意と、地方創生関連事業への積極的な対応をお約束いたしまして、1月会議終了のご挨拶にかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

(拍手)

○議長（永野裕夫君） 以上をもちまして、平成27年土佐清水市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日の会議は、これで散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時18分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員